

香美町いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月

香 美 町

目 次

はじめに	1
第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの現状	3
4 いじめ防止基本方針策定の目的	3
5 いじめ防止に向けた方針	3
第2章 いじめの防止等のための取組.....	5
1 香美町いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
2 香美町いじめ問題対策委員会の設置	6
3 教育委員会の取組	6
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方	8
2 「いじめ対応チーム」の役割	9
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組	9
第4章 重大事態への対処	16
1 重大事態の発生と調査	16
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	19

は じ め に

学校において、人権侵害であるいじめの問題が深刻な課題になっています。

香美町では、一人一人の児童生徒の内面理解に基づく指導の大切さを認識し、人間的なふれあいを通して心の絆を深める教育を推進しています。特に、いじめについては、その生活背景に留意しながら学校・家庭・地域が連携を密にして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めています。

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめを受けている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するには、保護者は子どもの教育についての責任者としていじめを許さないために必要な道德心を身につけさせ、自立心を育てることが大切です。

更に、町民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、香美町は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「香美町いじめ防止基本方針」を策定します。

この「香美町いじめ防止基本方針」では、いじめ防止等の取組みを町全体で進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。町全体で取り組む「3つの町民運動」（読書、あいさつ、体力づくり）や「青少年育成対策指針」の推進により、子どもたちの基本的生活習慣を確立し、夢と希望を育てます。

香美町立小中学校においては、香美町いじめ防止基本方針が求める「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」等、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめ防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（ここでいう児童生徒とは、香美町立小中学校に在籍する子どもを指す。）

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、又、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場所であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおりとする。

- （１） いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることを認識する必要がある。
- （２） いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- （３） 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力する必要がある。
- （４） 子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。
- （５） いじめは加害・被害の二者関係だけではなく、いじめを助長する「観衆」やいじめに暗黙の了解を与える「傍観者」がいる。未然防

止の手だてとして、この「観衆」や「傍観者」を「仲裁者」へ転換させることが重要である。

3 いじめの現状

(1) 目に見えにくいいじめの増加

いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加している。これらは目に見えにくく、いじめが長期間にわたって潜在化することもある。香美町においても、少子化が進む中で子ども同士の人間関係づくりが固定化しやすく、目に見えにくいいじめが起こりやすい風土がある。

(2) インターネット上で行われるいじめの増加

メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略、例えばライン、ツイッター、フェイスブックなど）上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくくなっている。ときにはネット等による匿名性を悪用していることが垣間見えたり、発信・受信元がとても広範囲に及んだりする場合もある。このことは小学生にも起こっている。

4 いじめ防止基本方針策定の目的

上記の基本理念のもと、いじめ問題への対策を、町民等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら町民全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、町全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない地域社会の実現を目指すことを目的とする。

5 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、町全体がいじめのない風土づくりを推進する。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のためには町全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

【町の役割】

- (1) いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめ防止及び解決を図るための必要な施策を実施する。

- (2) いじめ予防及び早期発見その他のいじめ防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備を行う。
- (3) 学校におけるいじめの実態を把握するとともに、いじめに関する報を受けたときは、適切かつ迅速に解決し、いじめの再発防止に向けて必要な措置を講じる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。
- (5) 「町づくりは人づくり」を基とし、「ふるさと教育」の推進による次世代を担う人づくりをめざす。また、3つの町民運動（読書、あいさつ、体力づくり）により、子どもたちに適切な生活習慣の確立を進める。

【学校の役割】

- (1) あらゆる教育活動を通して、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育み、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組みが実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携して指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況を把握する。

【保護者の役割】

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努め、又、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

- (3) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、協力し合いながら取り組む。

【子どもとして】

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談する。

【町民、事業者、関係機関の役割】

- (1) 町民及び町内で活動する事業者は、香美町の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに連携していじめの防止に努める。
- (3) 町民は、地域行事等に子どもが主体性を持って参加できるよう配慮する。
- (4) 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶を図る。

第2章 いじめの防止等のための取組

いじめ防止等のための対策を総合的に策定し推進する。具体的には、次のことを行う。

- ・子どもの健全育成に関わる関係機関との連携強化
- ・教職員の資質の向上
- ・いじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- ・いじめに係る相談体制の充実
- ・保護者等を対象とした啓発活動
- ・学校と家庭、地域が連携して地域ぐるみで対応する体制づくり
- ・インターネット上でのいじめ防止にむけた子ども等への啓発

なお、いじめに係る相談、情報提供については、漏えいの防止、その他個人情報適正な取り扱いに十分留意しなければならない。

1 香美町いじめ問題対策連絡協議会の設置

香美町は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止に関する関係機関の連

携強化を図るため、条例により、関係行政機関の職員、関係団体を代表する者等により構成される「香美町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。（以下「連絡協議会」という。）

2 香美町いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「香美町いじめ問題対策委員会」を設置する。（以下「対策委員会」という。）香美町が設置する公立学校においていじめ事案の報告を受けたとき、必要な場合は法第28条第1項に基づき調査する。

委員会は、学識経験者、医師等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性、中立性を確保する。

3 教育委員会の取組

教育委員会では「町づくりは人づくり」を基とし、「ふるさとに学び 夢や志を抱き ふるさと香美を大切に作る人づくり」を基本目標に、ふるさと教育を推進している。この教育を実効あるものにするため、町全体で取り組む「読書」「あいさつ」「体力づくり」の3つの町民運動の展開により、こころ豊かなひとづくりの実践を行ってきた。

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、総ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② いじめを早期に発見するために、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。
- ③ 児童生徒及びその保護者ならびに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。悩み相談センター（教育相談センター）、スクールカウンセラー体制の整備等を行うと同時に、スクールソーシャルワーカー等の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的支援を行う。
- ④ 教職員に対し、いじめ防止等に関する研修の実施、資質能力の向上に必要な措置を講じる。
 - ・教職員向け手引き（いじめ対応マニュアル）等を活用した教職員への

研修を行う。

- ・児童支援担当、生徒指導担当、人権教育担当、道徳教育担当等への専門性を高める研修を行う。

- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のための必要な措置を講じる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発を行う。

(2) いじめ対応に関すること

① いじめに対する措置

- ・教育委員会は、学校からの報告を受けた時は、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。(法第23条第2項の規定による。)

- ・教育委員会は、学校から報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定に基づき、該当児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

② 学校のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要な事案や、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な事案が含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善について

① 学校評価・教員評価の留意点

・教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその程度のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組み等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

② 学校運営改善の支援

・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくために、業務改善の推進、勤務時間の適正化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を図る。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員会等の活用により、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、又、さらに組織的な対応を行う。そのため、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

学校いじめ防止基本方針の改定に当たっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、取組を年間計画として定める。それらの取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

さらに、必要に応じて、保護者や学校評議員会等の学校関係者が取組状況の点検・評価を行い、改善に努める。

1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方

学校は、国・県の基本方針及び香美町の基本方針を基に、自校におけるいじめの防止等の取組みについて基本的な方向、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、学校のホームページなどで公開する。

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実践計画や実施体制を定める。より実効性の高い取組みを実施するため、「学校いじめ防止基本

方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

2 「いじめ対応チーム」の役割

いじめ問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であるため、その中核となる校内組織「いじめ対応チーム」を設置する。

学校は、「いじめ対応チーム」を、日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織と位置づけ、役割は、次の通りとする。

- ・学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

また、当該組織は、「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し、各学校で定めた取組みのチェックや、対処のケース検証、計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組みについて、P D C Aサイクルで検証を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない風土づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組みを計画・実施する。

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

② いじめに対する正しい理解

学級活動、学年又は全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童生徒に伝える。

③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成する。また、学級活動、児童会・生徒会活動等を通じ、いじめ防止を自分たちで主体的に進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

また、教育は人格と人格のふれあいであり、教職員の姿勢は児童生徒の重要な教育環境である。児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることがないように、言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、配慮を要する児童生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

④ 児童生徒や学級の状況の把握

日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わる。

また、児童生徒及び保護者への意識や、人間関係、ストレスに関する調査等により、児童生徒や学級の状態を把握し、カウンセラーや、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら具体的な指導計画を立てる。

なお、アンケート調査については、記入しやすい環境を整えた上で、各校の状況に応じて記名式や無記名式を選択もしくは併用して実施する。

さらに、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引き継ぎを行い、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

特に中学校においては、校区内における各小学校の指導内容等について情報交換を行った上で、一貫した指導の体制づくりを行う。

⑤ 校内研修の充実

「いじめ対応マニュアル」「いじめ未然防止プログラム」等を活用し

た校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

(2) 早期発見

いじめの問題については、早期発見が、早期解決につながる。そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

また、いじめは、他人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域住民とも連携して情報を収集する。

① 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

② 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示する。

また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、生活ノート、教育相談、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談週間や学期に1回以上のアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。

③ 相談しやすい環境づくり

児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。

訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童生徒の気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聴き取る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。

周囲の児童生徒の訴えについては、当該児童生徒がいじめを受けることがないように、きめ細かな配慮を行う。また、その訴えを受け止めた

上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。

保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分に理解し、対応する。

なお、教育相談で得た児童生徒の個人情報の保護の取扱いについては明確にしておく。

(3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携の下で取り組む。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

① いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。

指導にあたっては校内組織で対応する。当事者双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。

この際、加害・被害だけでなく、いじめを助長する児童生徒、いじめに暗黙の了解を与えてしまう児童生徒を含め、いじめの事案に関わった全ての児童生徒の人間的成長につながる指導が必要である。

また、いじめが解消したと見られる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

② いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

③ いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間

的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組みについて共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

懲戒を加える際は、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

④ 周囲の児童生徒への指導

当事者だけの問題に止めず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」として囃し立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

⑤ 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー・学校支援チーム・スクールソーシャルワーカー等の支援を要請する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等においてスマートフォン・携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組みにより、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、携帯電話等を

第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務及びその遵守についてPTA活動等を通じて周知を図る。

[青少年インターネット環境整備法]

- ・ 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。（第6条）
- ・ 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意する。（第6条）

[兵庫県青少年愛護条例]

- ・ 保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、パソコン等のインターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければならない。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。（第24条の2）
- ・ 保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができるが、正当な理由を記載した書面を提出しなければならない。（第24条の4）
- ・ 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

(5) 家庭や地域との連携

いじめ対策の重要性については、家庭・地域と認識を共有しながら、一体となり取組みを推進する。

① 家庭や地域への啓発

保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。

また、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。

② 家庭や地域からの協力

多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求めることが必要である。

(6) 関係機関との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行うとともに、定期的に、また必要に応じて学校・警察連絡会等を開催する。加えて、非行防止教室を開催し、警察官等が児童生徒を直接指導するなど、いわゆる「顔の見える連携」を行う。

なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しでは、早期に所轄警察署等に相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合には、直ちに通報する。

また、いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや健康福祉事務所、民生委員児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

さらに、法務局人権相談窓口など教育委員会以外の相談窓口の情報についても適切に周知するほか、必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携した教育相談を行う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自死を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースである。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置を含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断した時には、当該重大事態に係る調査を行うための組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には「香美町いじめ問題対策委員会」を招集し、これが調査にあたる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携し、対応に当たる必要がある。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

(自死の背景調査における留意事項)

児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査の在り方については、自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至

った経過を検証し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自死が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子供の自死予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、又、背景調査について、切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの機関や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査は、「香美町いじめ問題対策委員会」が行う。
- 背景調査においては、自死が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・情報対応については、プライバシー配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自死は連鎖の

可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

(6) その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の適用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更、区域外就学等、支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、説明を行う。

これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

- ・ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明す

る。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により「香美町いじめ問題調査委員会」を設置する。当該委員会は町長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は、心理、教育、法律等についての専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない者で構成し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、学識経験者、警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることになるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

平成26年12月 策定

平成27年 4月 改訂

平成29年 4月 改訂